

設立趣意書

1. 設立の目的

本組合を設立する地域は、人口約13,000人、島根半島の北東約80kmの海上に位置し、面積242.82km²（竹島を含む）を有する隠岐諸島中最大の町である。

本地域では、平成27年に策定した「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少対策に取り組んできた。UIターン者の増加、出生率の向上等に一定の成果が得られているが、人口減少を食い止めるまでには至らず、今後も人口が減少することが予想されている。

そのような情勢の中、令和2年6月4日に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が施行された。この法律は、地域内の事業者（個人事業者を含む）が組合員として、事業協同組合を設立し、協同で人材を雇用し、担い手不足に悩む組合員のもとへ人材を派遣することで地域の担い手確保の取り組みを推進しようとするものであり、こうした特定地域づくり事業（以下「事業」とする）については、地方公共団体の財政支援が受けられることとなっている。

本組合は、この特定地域づくり事業を活用し、隠岐の島町が取り組む雇用対策及び関係人口の創出・拡大に係る施策と連携を図りながら、地域内の雇用を創出し組合員の人材不足を解消するとともに、人材を育成、確保するための持続可能な仕組みを構築することにより、地域内産業の振興・発展に寄与することを目的として本組合を設立するものである。

2. 組織及び事業計画の概要

(1) 名 称 隠岐の島町地域人材づくり協同組合

(2) 地 区 島根県隠岐郡隠岐の島町の地区とする。

(3) 事業所の所在地 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地

(4) 組合員たる資格

- ① 酒類製造業、宿泊業、その他の生活関連サービス業、農業を行う事業者であること
- ② 組合の地区内に事業場を有すること

(5) 出資1口の金額及び出資払込みの方法

- ① 出資1口の金額 10,000円
- ② 出資払込みの方法 一時に全額払込むものとする

(6) 事業計画の概要

- ① 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
組合員が行う事業に対し、本協同組合が雇用する職員を派遣する。(労働者派遣法第4条に規定されている業務は除く。)

(7) 賦課金の賦課徴収方法

賦課金は徴収しない

(8) 役員の定数及び任期

- ① 役員の定数 理事 3人 監事 1人
- ② 役員の任期

理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

令和4年3月2日

隠岐の島町地域人材づくり協同組合

設立発起人代表 島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四 54 番地 3
山陰観光開発株式会社
代表取締役 八幡 洋公



発起人 島根県隠岐郡隠岐の島町原田 174 番地
 隠岐酒造株式会社
 代表取締役 長谷川 哲



発起人 島根県隠岐郡隠岐の島町南方 1933 番地 1
 株式会社五箇の郷
 代表取締役 田中井 敏勝



発起人 島根県隠岐郡隠岐の島町港町大津の二 13 番地 4
株式会社だんだん牧場
代表取締役 宮川 則男

